

横浜市立都田中学校PTA規約

第一章 総則

(名称及び事務所)

第一条 本会は横浜市立都田中学校PTAと称し事務所を同校に置く。

(目的)

第二条 本会は家庭と学校の緊密な連携により教育環境の整備充実を図り、生徒の尊信の健康な発達を助け、学校の教育目的達成に協力し併せて会員相互の親睦と教養の工場を図ることを目的とする。

(方針)

第三条 本会は教育を本旨とする民主的団体として関係団体及び教育機関と協力し活動の充実をはかる。又、いかなる営利的、宗教的、政党的活動にも関係をもたない。又、学校の管理、人事には干渉しない。

(会員)

第四条 本会の会員は本校生徒の父母、又はこれに代わるもの及び本校教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第二章 会計

第五条 本会の経費は会費とその他の収入及び寄付金を以てあてる。

第六条 会費は次の通りとする

- ① 一所帯四一〇〇円とする。
- ② 会費納入について減免の必要ある時は運営委員会の認めるところによる

第七条

本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行い、決算は総会に報告し承認を受けなければならない。

第八条

本会の会計は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終わる。

第三章 役員

第九条

本会の役員は次の通りとする。

- 一、会長 一名(保護者)
- 二、副会長 二名(保護者)
- 三、庶務 二名(保護者一、教員代表一)
- 四、会計 三名(保護者二、教員一)

第十条

役員は任期は一年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は運営委員がこれを補充し、任期は前任者残任期間とする。但し一月以降は空席とする。

第十一条

役員は選出は次の方法にて行う。

- ① 推薦委員会の推薦によって行う。但し、教職員については学校側に一任する。
 - ② 推薦委員会は委員長を置き次の事項を行う。なお、原則として推薦委員は役員になることができない。
 - イ、委員長は委員会を招集し役員候補を会員の中から本人の承諾を得て推薦する。
 - ロ、委員長は各役職を被推薦人の互選により決める。
 - ハ、PTA推薦委員会は、八名の役員立候補を推薦し書面をもって公示後一週間の猶予を経ることにより全会員の了承を得たものとする。
- 二、委員会は任務終了とともに解散する。

第十二条

役員の内任は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し会務を総括し、総会、委員会、運営委員会等を招集する。
- ② 副会長は会長を補佐し会長が不在のときはその任務を代行する。
- ③ 庶務は本会各会議の議事録を記録し書類を保管し、会の庶務を行う。
- ④ 会計は本会の会計事務を行い、会計監査を受けた上、総会に予算及び決算の報告をする。

第四章

会計監査

第十三条

- 本会は会計監査二名（保護者）を置き、会計監査をしその結果を総会にて報告する。
- ① 会計監査は必要あれば各会議に出席し意見を述べることが出来る。
 - ② 会計監査の選出及び任期は役員の場合に準ずる。

第五章

総会

第十四条

総会を分けて定期総会と臨時総会とする。

第十五条

- ① 定期総会は毎年度初めに開き、会務、決算の報告及び新年度の事業計画、予算の審議、役員及び会計監査の紹介を行う。

第十六条

臨時総会は必要に応じて運営委員会の承認を得て随時開くことが出来る。

第十七条

総会は会員の半数以上の出席により成立する。但し委任状を以て出席にかえることが出来る。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第六章

運営委員会

第十八条

運営委員会は役員、各種委員会の正副委員長、地区長全員、校長、副校長又はその代理人によって構成され会長がこれを招集する。

第十九条

- 運営委員会の任期は次の通りとする。
- ① 運営委員会は役員会に次ぐ機関である。
 - ② 各委員会の事業計画を検討する。
 - ③ 総会提出の報告書を作成する。
 - ④ 予算決算の審議と検討をする。
 - ⑤ 本会規約を執行するにあたり催促が必要な場合はこれを定める。
 - ⑥ その他、総会及び各委員会より委任された事項を審議、処理する。
- 運営委員会は委員の半数以上の出席がなければ成立しない。又、運営委員会は総会の決議に準ずる。

第七章

委員会

第二十一条

委員会は常任委員会と特別委員会とする。但し、特別委員会は総会でその必要を認めるときに設ける。本部役員、校長、副校長は各委員会に出て意見を述べることが出来る。

第二十二条

常任委員会は次の部門を置く。

- ① 地区委員会
- ② 生活委員会
- ③ 広報委員会
- ④ 一学年委員会
- ⑤ 二学年委員会
- ⑥ 三学年委員会
- ⑦ 推薦委員会

第二十三条 常任委員会の選出方法

- ① 地区委員会は各地区ごとに選出する。
 - ② 一年生の学年と生活、広報の各委員会は入学式後に保護者の希望により所属委員会を決定する。
 - ③ 二年生、三年生の学年と生活、広報の各委員会は保護者の希望により所属委員会を決定する。
 - ④ 推薦委員会は各地区より若干名ずつ選出する。
 - ⑤ 各委員会は委員の互選により委員長及び副委員長を選出する。
- 各常任委員会の任務

第二十四条

- ① 地区委員会は地区とのつなぎ役として地区の集会、連絡、委員の選出、推薦委員会への協力、生徒の校外に於ける生徒指導を行う。
- ② 生活委員会は委員の教養を高め併せて親睦を図るための行事を行い、又会員の保健衛生、福利厚生に関する事業を行う。
- ③ 広報委員会はPTA活動を円滑にし、会員の意識を高めるための広報活動を行う。
- ④ 学年委員会は学級、学年の諸問題について研究、討議し、又、学級、学年相互の連携を図る。
- ⑤ 推薦委員会は第十一条に記載の通り。

第二十五条

常任委員会と特別委員会は必要に応じて委員長が会長の承認を得てこれを招集する。

第二十六条

委員会の決議は総会の項に準ずる。

第二十七条

本会の規則改正は総会の決議を要する。

付 則

会員及び生徒の慶弔については別に規定する。

- 本規約は昭和二十三年四月十五日制定、即日実施
本規約は昭和四十三年一月二十七日改定、即日実施
本規定は昭和四十八年二月二十三日改定、即日実施
本規定は昭和五十五年五月二日改定、即日実施
本規定は昭和五十六年十一月七日改定、即日実施
本規定は平成二年二月二十四日改定、四月一日実施
本規定は平成三年十二月十四日改定、即日実施
本規定は平成十五年五月二十一日改定、即日実施
本規定は平成十七年五月十六日改定、即日実施
本規定は平成十八年五月十五日改定、即日実施
本規定は平成十九年五月十六日改定、即日実施
本規定は平成二十一年五月二十日改定、即日実施
本規定は平成二十九年五月二十日改定、即日実施

細則

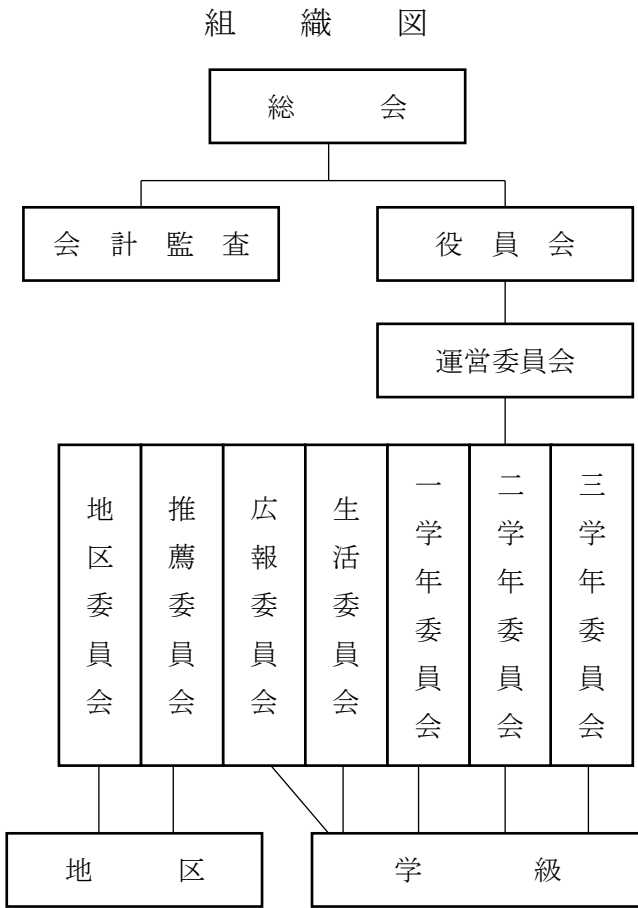
○慶弔に関するもの 別規定の通り
○地区とは次の四地区

- ① 池辺東南
- ② 池辺北西
- ③ 都田連合
- ④ 佐江戸

○本部役員経験者は、次年度よりすべての委員会を考慮する。
(次年度以降入学するお子様の委員会所属の際の扱いも同等とする)

○会計監査は再任できない。

○委員会の委員長及び副委員長の役を受けた場合、次年度から二年間は各委員会の委員長及び副委員長の役を考慮する。



横浜市立都田中学校PTA慶弔規定

- 一. 教職員が結婚、出産したときは次の祝金を贈る。
金 五,〇〇〇円
 - 二. 教職員が病気及び負傷し、自宅療養一か月以上もしくは入院十五日以上に及ぶときには、次の見舞金を贈る。
金 五,〇〇〇円
 - 三. 死亡のときは次の弔慰をする。
 - (一) 教職員 金 一〇,〇〇〇円と供花一基
 - (二) 教職員の一親等家族(父母) 金 五,〇〇〇円と供花一基
 - (三) 生徒 金 一〇,〇〇〇円と供花一基
 - (四) 保護者 金 一〇,〇〇〇円と供花一基
 - (五) 本会功労者 金 一封
 - 四. 教職員の転出及び退職に際しては、五年以内金 五,〇〇〇円、六年以上金 七,〇〇〇円を贈る。
 - 五. 本会員及び運営委員の退任に際しては、感謝状と記念品を贈る。
 - 六. 教職員が、県、市以上の公共団体及び機関から表彰を受けた場合は、金 五,〇〇〇円を贈り祝意を表す。
 - 七. 各項の規定以外に特別な理由のあるときは、役員会に諮って執行し事後報告をする。
- 本規約は平成七年五月六日改定、即日実施
 本規定は平成二十六年五月七日改定、即日実施
 本規定は平成三十一年二月二十六日改定、即日実施
 本規定は令和二年六月一日改定、即日実施